

[3 - X - 0 1] 運転免許証自主返納支援事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	高齢者運転免許証自主返納者等支援事業
実施主体	鎌倉市
実施時期 (期間)	令和2年 11 月～
対象地域	鎌倉市
実施段階	本格実施
実施目的	運転免許証を自主返納した高齢者の移動を支援するとともに、高齢者ドライバーによる交通事故の減少を図ることを目的としている。
コスト及び 財源	令和5年度 1,211 千円※一般財源
実施概要	<p>【対象者】 申請時点で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、次のいずれにも該当する者。 ア 自主返納又は失効時に満 65 歳以上（満 64 歳の者で、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の 2 に規定する有効期間が満了する日の直前の誕生日の 1 か月前から前日までに自主返納した者を含む。）の者 イ 神奈川県公安委員会に免許の取消しが承認された日又は失効した日から 6 か月を経過していない者 ウ 令和 2 年 4 月 1 日以降に運転免許証を自主返納又は失効した者</p> <p>【支援内容】 高齢者バス乗車証の購入費用やタクシーの利用料金の割引を受けることができる助成券を交付する。 助成を行う期間は、助成券を最初に申請した年度及びその翌年度。 助成額は、1 年度につき、申請者一人あたり 500 円×4 枚=2,000 円。 使用期限は、交付した年度の年度末。</p>
実施結果	<p>令和2年度 570 人交付（助成券利用率 48.8%） 令和3年度 1,434 人交付（助成券利用率 55.4%） 令和4年度 1,337 人交付(助成券利用率 61.8%) 令和5年度 962 人交付(助成券利用率 61.1%)</p>
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	鎌倉市高齢者いきいき課 電話 0467-61-3930
備考	鎌倉市 HP にて公開 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koureisya/waribiki_josei.html#untentmenkyo

[3 - X - 0 2] 小学校通学環境整備事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	三浦市
実施時期 (期間)	令和5年度から
対象地域	三浦市
実施段階	本格実施
実施目的	徒歩通学が困難な地域からバス通学している児童の保護者に対して、定期代の補助を行い、経費負担の軽減を図る。 公共交通機関の無い地域の児童に対しスクールバスを運行することで、通学の安全を図る。
コスト及び 財源	令和5年度決算額 2,426千円(基金1,000千円、寄附金300千円、一般財源1,126千円)
実施概要	<p>1 定期代補助</p> <p>(1) 補助対象者 市内在住で市立小学校にバスを利用して通学をしている児童の保護者で、自宅の最寄りの停留所から学校付近の停留所までの乗車区間(最も経済的な経路に限る。)にかかる定期券を購入された方を対象に費用の一部を補助する。 ※ 生活保護や就学援助制度の交通費等、他の制度と重複して受給することはできない。 ※ 短期利用(1か月だけ定期券を購入した等)の方も対象</p> <p>(2) 申請方法 ア 三浦市小学校通学環境整備事業補助金交付申請書 イ 定期券を購入したことを証する書類</p> <p>(3) 交付決定 書類審査のうえ、その結果を保護者に通知</p> <p>(4) 年間交付額 通学に用いる定期券の購入に要した費用の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 支給時期 年2回(上半期・下半期)</p> <p>(6) 給付の方法等 申請者が指定する金融機関口座への振込</p> <p>2 スクールバス運行</p> <p>(1) 対象者 公共交通機関の無い地域の児童</p> <p>(2) 実施期間 令和5年10月2日から令和6年3月25日(行事等のない土日祝日を除く。)</p>
実施結果	令和5年度 スクールバスの運行:1件・三浦市小学校通学環境整備事業補助金交付:73件
その他 課題等	スクールバス(車両)の老朽化対策
類似事例	
連絡先	三浦市教育委員会教育部教育総務課 046-882-1111(内線405)
備考	https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/kyoikusomuka/9725.html

[3-X-03] 高速バスストップの周知と利用環境整備

分類	公共交通の連続性や利便性の向上			
細分類	その他			
実施主体	秦野市			
実施時期(期間)	平成23年度から			
対象地域	東名高速道路東名秦野バスストップ			
実施段階	実施中			
実施目的	東名高速道路を運行する高速バスを、鉄道を補完する広域交通と位置付け、秦野中井インターチェンジ内に設置されている東名秦野バスストップの周知と利用利便の向上を図る。			
コスト及び財源	令和5年度 利用者用駐車場賃借料 195千円			
実施概要	1 運行路線(令和5年3月末時点)			
		路 線	運行事業者	備考
	昼 行 便	東京－静岡	JRバス関東	
		新宿－御殿場・箱根	小田急ハイウェイバス	
		羽田・横浜－御殿場・箱根	小田急ハイウェイバス	
	夜 行 便	東名秦野－名古屋方面	杉崎観光バス	運休中
		東名秦野－京都・大阪方面	杉崎観光バス	
		東名秦野－大阪・鳥取方面	杉崎観光バス	運休中
		東名秦野－大阪・岡山方面	杉崎観光バス	運休中
	2 停車バス路線の拡大			
平成25年 箱根桃源台・御殿場－横浜駅・羽田空港線停車(上下各8便/日)				
平成27年 夜行高速バス(名古屋・大阪・鳥取方面)停車(上下各1便/日)【一部運休】				
平成27年 夜行高速バス(浜松経由名古屋方面)停車(上下各1便/日)【運休】				
平成27年 夜行高速バス(姫路・岡山方面)停車(上下各1便/日)【運休】				
平成28年 夜行高速バス(富山・金沢・福井方面)停車(上下各1便/日)【廃止】				
3 バスストップ周辺環境整備				
平成24年 東名秦野バスストップ周辺案内板の製作・設置				
平成24年 下りバスストップ通路及び駐輪場を整備				
平成25年 利用者用駐車場の暫定供用を開始(砂利敷き、駐車台数13台)				
平成25年 駐車場の舗装整備(駐車台数が22台に増加)				
合わせて、隣接県道の歩道を拡幅				
平成26年 進入ゲート等への時刻表・案内路面表示の設置				
平成26年 1市3町(秦野市・中井町・二宮町・大磯町)の広域観光案内看板設置 案内路面表示の設置				
平成28年 高速バス案内看板の修正				
平成30年 高速バス下り線停留所へと向かうトンネルに桜のアートを設置				
平成31年 高速バス上り線停留所へと向かうトンネルに桜のアートを設置				
令和 4年 場内草刈整備 利用者用駐車場の一部予約制の開始(22区画のうち5区画分)				



高速バス利用者用駐車場



駐車場入口・出口には案内看板を設置



案内路面表示設置



広域観光案内看板



桜のトンネルアート

4 利用者への周知

平成24年 バスストップ及び運行路線の案内チラシ・ポスターの作成・掲示

平成25年 案内チラシ・ポスターをリニューアル

駐車場整備に伴い、案内チラシ・ポスターをリニューアル

平成27年 夜行高速バスチラシを作成

平成28年 夜行高速バス バスマップ(降車後お役立ち情報)を作成【廃止】

高速バス案内ポスターをリニューアル



高速バス利用案内



夜行高速バスチラシ

実施結果	高速バス利用者用駐車場は、複数の方が通勤で毎日利用している等、活用されています。
その他課題等	高速バスと路線バスとの乗り継ぎ利便の向上、高速バスストップまでの階段のバリアフリー化、防犯対策、利用者用駐車場における目的外駐車車両の排除、停車バス路線の拡大等
類似事例	
連絡先	秦野市 都市部 交通住宅課 公共交通担当 電話:0463-82-9644(直通)
備考	ホームページ(秦野市公式ホームページ:高速バス) https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000473/index.html

[3 - X - 0 4] 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	厚木市
実施時期 (期間)	平成 17 年度～(継続中)
対象地域	神奈川中央交通の路線バス全区間
実施段階	本格実施
実施目的	高齢者の外出機会の拡大を図り、社会参加並びに健康づくり及び生きがいがづくりの増進に資すること。
コスト及び 財源	令和5年度当初予算額 49,182 千円
実施概要	<p>○ 概要 神奈川中央交通(株)が販売している「高齢者バス割引乗車券(通称名「かなちゃん手形(1年券 10,800 円、半年券 5,900 円)」)」の購入を希望される方に対して、その購入費の一部(1年券 4,800 円、半年券 3,900 円)を助成する。</p> <p>○ 発売期間(令和5年度の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年券 6月20日から8月31日まで ・ 半年券 12月21日から2月29日まで <p>○ 対象者 4月1日現在、市の住民基本台帳に記録され、年度内に満 70 歳以上となる者。ただし、特別養護老人ホーム入所者、交通費助成等の福祉サービス利用者を除く。</p>
実施結果	令和5年度の利用者は 7,810 人(対象者数 48,950 人に対して 16.0%、うち半年券は 481 人)
その他 課題等	<p>本事業の助成額は、制度開始時は 7,000 円であったが、平成 25 年度からは助成額を 6,000 円となり、平成 29 年度からは 4,800 円となっている。</p> <p>同様の制度を廃止した市町村も多い中で、購入率が年々低下していることや、利用者アンケートの結果で利用回数が少ない方が多かったことも考慮し、利用されていない方との公平性の観点から、助成額を決定している。</p>
類似事例	愛川町・清川村
連絡先	厚木市 市民福祉部 福祉総合支援課 電話 046(225)2220
備考	

[3 - X - 0 5] 高齢者タクシー助成事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	厚木市
実施時期 (期間)	平成 29 年度～(継続中)
対象地域	市内及び市外の一般タクシー事業者や介護タクシー事業者と協定
実施段階	本格実施
実施目的	高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活することを支援するため、高齢者がタクシーを利用する場合の費用の一部を助成する。
コスト及び 財源	令和5年度当初予算額 8,100 千円
実施概要	<p>○ 概要 令和5年4月1日現在厚木市の住民基本台帳に記録され、当該年度内に 85 歳以上となる方のうち、他の交通費助成を受けていない方を対象に、希望する方に対してタクシーチケットを交付する。 令和5年 12 月要綱を改正し、年度内に満 70 歳から 84 歳で、運転免許を有していない者も対象とした。</p> <p>○ 対象者 ・当該年度内に 85 歳以上となる方 ・要介護4及び5の方 ・(令和5年 12 月～)当該年度内に 70～84 歳になる方で、運転免許を所有していない方 ※ 他の交通費助成(障がい者のタクシー券やガソリン券、高齢者バス割引乗車券等)との重複受給はできない。 ※ 特別養護老人ホーム入所者は対象外。</p> <p>○ チケットの内容 1枚 400 円のチケットを 12 枚 (令和5年 12 月～追加)1枚 400 円のチケットを 16 枚</p>
実施結果	令和5年度の交付者は 3,388 人
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	厚木市 市民福祉部 福祉総合支援課 電話 046(225)2220
備考	

[3 - X - 0 6] 福祉タクシー助成事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	厚木市
実施時期 (期間)	昭和 61 年度～(継続中)
対象地域	厚木市福祉タクシー利用協定を結んでいるタクシー事業者
実施段階	本格実施
実施目的	在宅重度障がい者等にタクシー利用費用の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図る。
コスト及び 財源	令和5年度当初予算額 64,965 千円(ガソリン購入助成事業も含む)
実施概要	<p>○ 概要 厚木市と「厚木市福祉タクシー利用協定」を結んでいる事業所でのみ利用できる、1 枚 400 円の福祉タクシー利用券 1 か月当たり 6 枚を申請月から 3 月分まで交付。</p> <p>○ 対象者 市内に住所があり、居住している以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1・2 級の方(視覚障がい、じん臓機能障がいの方は 3 級まで対象) ・ 知能指数 35 以下の方 ・ 身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ・ 障害福祉サービス受給者証の障害種別5(難病)で障害支援区分のある方
実施結果	令和5年度の交付人数は、1,611 人
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	厚木市 市民福祉部 障がい福祉課 電話 046-225-2221
備考	厚木市ホームページ https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/9/7/5937.html

[3 - X - 0 7] 身体障害者等自動車ガソリン助成事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	厚木市
実施時期 (期間)	昭和 50 年度～(継続中)
対象地域	神奈川県石油業協同組合厚木支部に加盟し、厚木市ガソリン購入券の利用できるガソリンスタンド
実施段階	本格実施
実施目的	在宅重度障がい者等にガソリン購入費用の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図る。
コスト及び 財源	令和5年度当初予算額 64,965 千円(タクシー助成事業も含む)
実施概要	<p>自己運転ガソリン購入券</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 自動車を障がい者自らが所有し運転する場合、指定のガソリンスタンドで1枚1,200円分の給油ができるガソリン購入券1か月当たり2枚を申請月から3月分まで交付。 ○ 対象者 市内に住所があり、居住している身体障害者手帳の1～3級を交付されている方(視覚障がいのうち、視力障がいの方を除く) <p>家族運転ガソリン購入券</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 生計を同じくする家族が障がい者のために自動車を運転する場合や、生計を同じくする家族が所有する自動車を障がい者が運転する場合、指定のガソリンスタンドで1枚1,200円分の給油ができるガソリン購入券1か月当たり1枚を申請月から3月分まで交付。 ○ 対象者 市内に住所があり、居住している以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1・2 級の方(視覚障がい・じん臓機能障がいの方は 3 級まで対象) ・ 知能指数 35 以下の方 ・ 身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の方
実施結果	令和5年度自己運転ガソリン購入券交付人数、733 人。家族運転ガソリン購入券交付人数、844 人。
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	厚木市 市民福祉部 障がい福祉課 電話 046-225-2221
備考	厚木市ホームページ https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/9/7/1382.html

[3 - X - 0 8] 葉山町立中学校通学費助成金給付

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	葉山町
実施時期 (期間)	平成16年度から
対象地域	葉山町
実施段階	本格実施
実施目的	葉山町立中学校に在籍し、路線バスの金額式 IC 定期券を購入して通学する生徒の保護者の、義務教育に係る経済的負担の軽減を図ること。
コスト及び 財源	一般財源(令和6年度予算額 1,050 千円)
実施概要	<p>1. 助成対象者 町内在住で町立中学校にバスを利用して通学をしているお子さまの保護者で、自宅の最寄りの停留所から学校付近の停留所までの乗車区間(最も経済的な経路に限る)にかかる金額式 IC 定期券を購入された方を対象に費用の一部を助成する。 ※生活保護や特別支援教育就学奨励費の交通費等、他の制度と重複して受給することはできない。 ※短期利用(1ヶ月だけ金額式 IC 定期券を購入した等)の方も対象。</p> <p>2. 申請方法 ① 通学費助成金給付申請書 ② IC 定期券内容控の写し(申請に係るすべて) 申請期間は年2回、9月と2月。</p> <p>3. 助成の決定 書類審査のうえ、その結果を保護者に郵送で通知。</p> <p>4. 年間助成額 金額式 IC 定期券の購入に要した金額×1/4(1円未満切り捨て) ただし、就学援助(準要保護生徒援助費)を受給している方は1/2を助成</p> <p>5. 支給時期 1回目に申請した場合、10月下旬 2回目に申請した場合、3月下旬</p> <p>6. 給付の方法等 金融機関の口座に振り込む。</p>

実施結果	年度	利用者数
	R 2	36 人
	R 3	50 人
	R 4	57 人
	R 5	65 人
その他 課題等		
類似事例		
連絡先	葉山町教育委員会学校教育課 046-876-1111(内線7221)	
備考		

[3 - X - 0 9] 外出支援事業負担金

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	その他
実施主体	葉山町
実施時期 (期間)	平成30年度より
対象地域	京浜急行バスの路線バス全線
実施段階	実施中
実施目的	京浜急行バスのふれあいパスの購入費用を補助し、外出の機会を増やし、健康維持を図る。
コスト及び 財源	令和5年度当初予算額 7,200千円
実施概要	<p>概要 京浜急行バスの「ふれあいパス」を 70 歳以上の葉山町民が購入する際、3,500円の補助を行う。また、運転免許証自主返納者には一度に限り、6,500円の特別補助券を発行する。</p> <p>対象者 ふれあいパス有効期間中に満 70 歳以上の葉山町民</p> <p>利用可能区間 京浜急行バスの一般路線バス全線 ※ただし、路線バスで深夜運賃が必要な深夜・早朝バスにご乗車の際は、通常運賃と割増運賃の差額が別途必要。 ※高速バス、空港バス、深夜急行バスなどの座席定員または座席指定のバスは利用不可。</p>
実施結果	<p>令和5年度実績</p> <p>3,000円補助利用 1,615件</p> <p>6,000円補助利用 56件</p>
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	葉山町 福祉部福祉課 介護高齢係 046—876—1111
備考	

[3 - X - 1 0] バス通学定期券助成事業

分類	公共交通の利便性の向上																								
細分類	公共交通機関の利用促進																								
実施主体	松田町・富士急モビリティ(株)																								
実施時期 (期間)	平成 21 年 8 月から 継続中																								
対象地域	松田町内(町内にある富士急モビリティ運行区間)																								
実施段階	本格実施																								
実施目的	平成 21 年 8 月から路線バスの利用者増加と送迎車両の減少による駅前広場の交通緩和などを目的として、小中学生、高校生を対象とした通学定期券の購入費補助を開始し、同年 10 月からは対象を大学、大学院、短期大学、専門学校生まで補助対象を拡大して取り組んでいます。																								
コスト及び 財源	令和3年度 1,272,530 円 令和4年度 1,693,310 円 令和5年度 2,271,760 円 ※いずれも決算額で財源は町単独費にて措置。過去 3 年分を記載。																								
実施概要	松田町が通学定期券の購入費 2/3 負担し、利用者の皆様は残りの3分の1の負担で済むよう購入費を軽減する事業。 ※当初は、町・富士急モビリティ(株)がそれぞれ 1/3 ずつ負担していたが、令和3年4月1日より、コロナ禍により影響を受けているバス事業者の負担軽減と町民の継続的な移動手段の確保及びバス利用を促す観点から、負担割合を変更して実施しています。																								
実施結果	<p>○利用者学校種別(単位:人) 過去 3 年分を記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高校</th> <th>大学等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>25</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>32</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	小学校	中学校	高校	大学等	R3	25	9	2	11	3	R4	30	9	5	13	3	R5	32	8	6	16	2
年度	利用者数	小学校	中学校	高校	大学等																				
R3	25	9	2	11	3																				
R4	30	9	5	13	3																				
R5	32	8	6	16	2																				
その他 課題等																									
類似事例																									
連絡先	松田町政策推進課 電話 0465-83-1222 富士急モビリティ(株) 電話 0465-82-1361																								
備考	松田町ホームページ http://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/1/chiikikoukyoukoutsuukaigi.html																								

[3 - X - 1 1] 高齢者バス定期券(まちなりパス65)助成事業

分類	公共交通の利便性の向上									
細分類	公共交通機関の利用促進									
実施主体	松田町・富士急モビリティ(株)									
実施時期 (期間)	平成 24 年 10 月から 継続中									
対象地域	松田町内(町内にある富士急モビリティ運行区間)									
実施段階	本格実施									
実施目的	高齢者(65歳以上)に優しく、路線バスより廉価なバスを実現するため、町独自の「シルバー定期券」を導入し、地域の足を確保するもの。									
コスト及び 財源	令和3年度 1,671,240 円 令和4年度 1,744,540 円 令和5年度 1,568,620 円 ※いずれも決算額で財源は町単独費にて措置。過去3年分を記載。									
実施概要	<p>シルバー定期券(まちなりパス65)概要</p> <p>(1)松田町内を運行する富士急モビリティが乗降自由(乗降が町内に限る)の定期券 (2)通常料金22,000円を2/3を町が負担 (個人負担は 7,340 円のみ) ※平成 26 年 4 月 1 日より発売単価改正(旧 21,000 円) ※令和元年 10 月 1 日より発売単価改正(旧 21,600 円)</p> <p>※当初は、町・富士急モビリティ(株)それぞれ 1/3 ずつの負担としていたが、令和3年4月1日より、コロナ禍により影響を受けているバス事業者の負担軽減と町民の継続的な移動手段の確保及びバス利用を促す観点から、負担割合を変更して実施しています。</p>									
実施結果	<p><利用者数 単位:人></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>		年度	利用者数	R3	114	R4	119	R5	107
年度	利用者数									
R3	114									
R4	119									
R5	107									
その他 課題等										
類似事例										
連絡先	松田町政策推進課 電話 0465-83-1222 富士急モビリティ(株) 電話 0465-82-1361									
備考	松田町ホームページ http://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/1/chiikikoukyoukoutsuukaigi.html									

[3 - X - 1 2] 運転免許証自主返納支援事

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	運転免許証自主返納支援事業
実施主体	真鶴町
実施時期 (期間)	平成30年11月～
対象地域	真鶴町
実施段階	本格実施
実施目的	高齢者の交通事故の減少、また、公共交通機関の利用促進に寄与するため
コスト及び 財源	一般財源(40万円)
実施概要	運転免許証を返納した65歳以上の者にバス・タクシー助成券を発行。 ・利用期間:発行から1年 ・2万円(200円券を100枚) ・町内バス、タクシーのみ使用可能
実施結果	平成30年度 38名利用 令和元年度 37名利用 令和2年度 23名利用 令和3年度 28名利用 令和4年度 14名利用 令和5年度 26名利用
その他 課題等	・配偶者への対応希望 ・毎年度交付してほしいとの希望
類似事例	
連絡先	真鶴町役場 まちづくり課 都市計画係 0465-68-1131
備考	真鶴町 HP にて公開

[3 - X - 1 3] 愛川町高等学校等通学助成金（バス/自転車）

分類	公共交通の利便性の向上		
細分類	公共交通機関の利用促進		
実施主体	愛川町教育委員会		
実施時期 (期間)	平 22 年度～		
対象地域	指定なし		
実施段階	本格実施		
実施目的	高等学校などに通学する生徒がいる家庭の経済的負担の軽減と、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、バス通学助成金または自転車通学助成金の助成を行っています。		
コスト及び 財源	バス通学助成金	H31:6,463,500円 R02:4,623,000円 R04:6,272,400円	R03:4,711,200円 R05:6,054,300円
	自転車通学助成金	H31:5,643,300円 R02:5,327,100円 R04:6,706,200円	R03:6,684,100円 R05:6,701,400円
	※直近5年分を記載、全て一般財源。		
実施概要	<p>●平成30年度まで</p> <p>【対象者】以下全てに該当する者 (1)町内に住所があり、町内から高等学校等にバス通学をしている生徒の保護者 (2)生活保護を受給していない方 (3)個人町民税・固定資産税・都市計画税に未納がない方</p> <p>【助成額】 ・バス 月額【特定路線におけるバス乗車区間の3ヶ月定期代相当額を3で割った額の15%(100円未満切捨て)】×12ヶ月分 ・自転車 高校等の就学期間のうち1回に限り、購入額の1/2の額(限度額20,000円・100円未満切捨て)</p> <p>●令和4年度以降</p> <p>【対象者】以下全てに該当する者 (1)町内に住所を有し、町内から高等学校等にバス通学又は自転車通学している生徒の保護者 (2)生活保護費を受給していない者 (3)町税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者</p> <p>【助成額】 ・バス 月額【特定路線におけるバス乗車区間の3ヶ月定期代相当額を3で割った額の25%(100円未満切捨て)】×12ヶ月分 ・自転車 自転車本体購入額の2分の1(100円未満切捨て・限度額20,000円) ・電動アシスト自転車 電動アシスト付き自転車本体購入額の2分の1(100円未満切捨て・限度額60,000円) ※令和3年度以前のバスは、月額【3か月通学定期乗車券購入相当額を3で除した額の20%(100円未満切捨て)】×12か月</p>		

実施結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">利用者数</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>バス</th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31 年度</td> <td>188 人</td> <td>100 人</td> </tr> <tr> <td>R02 年度</td> <td>148 人</td> <td>108 人</td> </tr> <tr> <td>R03 年度</td> <td>128 人</td> <td>139 人</td> </tr> <tr> <td>R04 年度</td> <td>147 人</td> <td>130 人</td> </tr> <tr> <td>R05 年度</td> <td>142 人</td> <td>123 人</td> </tr> </tbody> </table>				利用者数		年度	バス	自転車	H31 年度	188 人	100 人	R02 年度	148 人	108 人	R03 年度	128 人	139 人	R04 年度	147 人	130 人	R05 年度	142 人	123 人
		利用者数																						
	年度	バス	自転車																					
	H31 年度	188 人	100 人																					
	R02 年度	148 人	108 人																					
	R03 年度	128 人	139 人																					
R04 年度	147 人	130 人																						
R05 年度	142 人	123 人																						
その他 課題等	通学距離などによる個人交通費負担の差について公平性を図ること																							
類似事例																								
連絡先	愛川町教育委員会教育総務課 電話:046-285-6957																							
備考																								

[3 - X - 1 4] 高等学校等通学費補助金（大学等含む）

分類	公共交通の連続性や利便性の向上																
細分類	公共交通機関の利用促進																
実施主体	清川村教育委員会																
実施時期 (期間)	平成 17 年4月～																
対象地域	清川村を運行するバス路線																
実施段階	本格実施																
実施目的	高等学校等に通学する生徒がいる家庭の経済的負担の軽減と、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、バス通学助成金または自転車通学助成金の助成を行っています。																
コスト及び 財源	<p>【高等学校等・大学等通学費補助金】 令和3年度:5,584,174 円 令和4年度:9,426,227 円 令和5年度:7,715,924 円</p> <p>【高等学校等通学用自転車購入費補助金】 令和3年度:40,000 円 令和4年度:60,000 円 令和5年度:40,000 円</p> <p>※直近3年分を記載、財源は村単独費</p>																
実施概要	<p>【高等学校等・大学等通学費補助金】</p> <p>対象者 ・清川村に住所を有し、清川村から高等学校等に通学するため交通機関を利用する生徒 ・清川村に住所を有し、清川村から大学等に通学するため交通機関を利用する学生</p> <p>助成額 ・生徒一人あたりに対し、「3ヶ月通学定期乗車券購入代」を4倍した額に補助率(5割)を乗じた額 ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う時限的な緊急措置として、令和2年度は全額補助 ※ひとり親家庭等は全額補助</p> <p>【高等学校等通学用自転車購入費補助金】</p> <p>対象者 ・清川村に住所を有し、清川村から高等学校等に通学するため自転車を利用する者</p> <p>助成額 ・自転車本体購入費用に対し2万円を上限</p>																
実施結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申請者数</th> </tr> <tr> <th>高等学校・大学等バス</th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R03</td> <td>延べ 187 名</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>延べ 270 名</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>延べ 318 名</td> <td>2 名</td> </tr> </tbody> </table>			年度	申請者数		高等学校・大学等バス	自転車	R03	延べ 187 名	2 名	R04	延べ 270 名	2 名	R05	延べ 318 名	2 名
年度	申請者数																
	高等学校・大学等バス	自転車															
R03	延べ 187 名	2 名															
R04	延べ 270 名	2 名															
R05	延べ 318 名	2 名															
その他 課題等																	
類似事例	愛川町高等学校等通学助成金(愛川町教育委員会教育総務課)																
連絡先	清川村教育委員会事務局学校教育課 電話 046-288-1215																
備考																	

[3 - X - 1 5] 運転免許証自主返納支援事業

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	高齢者運転免許証自主返納者支援
実施主体	清川村
実施時期 (期間)	令和元年7月～
対象地域	清川村を運行するバス路線
実施段階	本格実施
実施目的	自動車等の運転に不安を持つ高齢者が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備し、高齢者による交通事故の防止を図る。
コスト及び 財源	令和3年度 129,600 円 令和4年度 72,400 円 令和5年度 64,800 円 ※財源は村単独費
実施概要	<p>【対象者】 ・村内に住民票があり、所有する全ての運転免許証を平成 31 年 4 月 1 日以降に自主返納した 70 歳以上の方(来年 3 月 31 日までに 70 歳になる方を含む) ※運転免許証の更新手続きをしないことで失効となった方は対象外</p> <p>【助成内容】 ・神奈川中央交通株式会社が販売する高齢者バス割引乗車券(1年券)の購入費用の全額を助成し、継続して2年間にわたり交付を受けることができる。</p>
実施結果	<p>令和元年度 4 名利用 令和2年度 12 名利用 令和3年度 12 名利用 令和4年度 8 名利用 令和5年度 6 名利用</p>
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	清川村子育て健康福祉課 電話 046-288-3861
備考	

[3 - X - 1 6] 清川村通勤定期券購入費支援補助金

分類	公共交通の連続性や利便性の向上
細分類	公共交通機関の利用促進
実施主体	清川村
実施時期 (期間)	令和5年7月～
対象地域	清川村を運行するバス路線
実施段階	本格実施
実施目的	路線バス事業者が発行する通勤定期券を利用して通勤する村民に対し、経済的支援及び路線バスの利用促進を図る。
コスト及び 財源	令和5年度 137,000 円 ※財源は村単独費
実施概要	<p>【対象者】 ・清川村に住所を有し、通勤にあたり、路線バスを利用し、かつ、当該路線バス事業者の利用について通勤定期券を使用している者</p> <p>【助成額】 ・通勤定期券購入費の2分の1(補助対象者が通勤手当等の支給を受けている場合は、その全額を控除した額の2分の1)</p>
実施結果	令和5年度 19 件
その他 課題等	
類似事例	
連絡先	清川村政策推進課 電話 046-288-1213
備考	